

## パブリックコメント手続の結果について

### 1 実施状況

- (1) 内 容 (仮称) 瀬戸市公契約条例要綱に関する意見募集
- (2) 実施期間 令和3年1月15日から2月12日まで

### 2 実施結果

- (1) 提出人数 3人(市内在住：2、市内在勤(在学)：1、市外在住：0)
- (2) 意見件数 11件
- (3) 意見への対応

A 意見を踏まえて、案の修正をするもの	0件
B 意見の主旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの	4件
C 今後の事業実施の参考とするもの	7件
D その他(本案件に対する意見でないもの)	0件

(4) 意見の概要及び市の考え方

No.	意見の概要	対応	市の考え方
1	入札に参加する条件設定について、緊急時・災害時の応急復旧活動等の支援を市と締結している協定の有無を考慮して欲しい。	C	一般競争入札におきまして、協定の有無を条件にはしてはおりませんが、一定規模までの工事については参加資格を市内業者に限定しております。 また、総合評価落札方式におきましては、「災害協定等の締結状況」「災害協定等に基づく活動実績」を評価項目として掲げております。 今後も市内業者の皆様のご理解、ご協力をいただけるよう事務を進めてまいります。
2	入札に参加する条件設定について、市内に本店を置く業者に優位となる条件を加える事を検討していただきたい。 緊急時等において役割を果たしている地元企業を大事にして欲しい。	C	一般競争入札におきまして、一定規模までの工事については参加資格を市内業者に限定しております。 また、総合評価落札方式におきましては、「市内本店」を評価項目として掲げております。 緊急時のみならず、平時におきましても市民生活を守るまちづくりのためには、地元企業の皆様の方が不可欠です。今後も市内業者の皆様のご理解、ご協力をいただけるよう事務を進めてまいります。
3	地域経済の発展と豊かに安心してくらすことのできる、実効性のある他自治体の規範となるような条例として実現して欲しい。	C	ご意見を真摯に受け止め、条例の適正な運用に努めてまいります。
4	市が発注する公共事業等では、低賃金を背景とする受注を排除し、サービスの品質の確保、事業者の公正な競争を実現することが必要である。	C	低賃金を背景とする受注の排除にはこれまでも最低制限価格の設定により対応しており、条例制定後も同様に適切に対応してまいります。
5	「事務を適切に行うこと」は必須のことである。	C	条例制定に伴う事務の適正執行に努めてまいります。
6	住民の安心・安全、生命を守ることもある公共事業に従事する労働者は、市民の暮らしを支えるエッセンシャルワーカーであり、労働環境の確保で求められるのは、「適正」な水準の策定で、最低限度の労働条件を守ることは当たり前である。	B	本条例は、公契約の従事者の賃金について、市独自の単価を設定するものではありませんが、一定規模以上の公契約（以下「特定公契約」という。）については、該当案件の労働条件等について報告を受け、実態の確認に努めてまいります。

No.	意見の概要	対応	市の考え方
7	総合評価では、労働者保護、ボランティア活動、障害者雇用、地域防災協定の締結など、地域要件のウエイトを大きくすることで、地元企業の評価を高めることが可能である。	C	総合評価落札方式での地域精通度・地域貢献度の項目に、「市内本店」「災害協定等の締結状況」「災害協定等に基づく活動実績」「応急危険度判定士の雇用」「ISO14001 認証取得」「協力雇用主登録」「女性の活躍促進宣言」「愛知県ファミリーボランティア企業登録」を掲げております。ご意見の項目については、今後の事務の参考にさせていただきます。
8	受注者の責務として関係法令の遵守は絶対不可分の原則ですが、公務・公共サービスの社会的な責任にふさわしい労働の価値を行政として提示し、それを履行してもらうことが必要である。適正な「働くルールと労働条件」を住民に見える形で示し、公共事業を住民生活密着型にして、地元企業に仕事が優先して回れば、地域経済と雇用の再生、税収増に繋がる。「適正な契約」は、公的サービスの質と住民の安心・安全を確保し、労働者には「働きがい」と、安心して暮らすことができる社会の実現に不可欠である。	B	特定公契約については、労働条件報告書を提出していただくものですが、その中で関係法令の遵守の実態の確認を進めてまいります。 本条例だけでなく各種関係要領を適切に運用し「適正な契約」が実行されるよう取り組んでまいります。 なお、地元企業を優先する取組みにつきましては、No.1、2に回答したとおりです。
9	市内事業者の活用は、地域経済を活性化するうえでも必要である。大型公共工事の受注体として地元企業によるJVを推奨し、下請け企業にも市内業者を活用することなどを徹底して欲しい。	C	地元企業によるJVは、「地域維持型JV」と称され、他自治体の除雪や地域パトロール等の業務で活用されている実態があります。 本市においても、発注業務の内容や地元企業の実情によっては、活用される可能性はあるかと思いますが、あくまでも業者による自主結成を原則とするものと考えます。 なお、JVではありませんが、本市と地域業者の間で、「公共土木施設緊急維持修繕工事に係る協定」を締結し、緊急時の修繕工事にご対応いただくよう地域事業者と連携した取組みを行っております。 また、下請負の市内業者活用については、条例の主旨をご理解いただけるよう周知に努めてまいります。

No.	意見の概要	対応	市の考え方
10	条例違反に対し、事業者に対し正しい報告を受けるとともに、労働者に対しても公契約条例、通報者の秘密の保持と権利保護、報復行為の禁止も含めて周知しておく必要がある。	B	本条例で規定する特定公契約の受注者となった場合は、対象案件の労働条件等について正しく報告していただくことが義務付けられ、報告書に不備があった場合等は適切に対処してまいります。 また、対象案件の現場には当該案件が特定公契約に該当することを記した表示を掲出し、従事される方々に周知することを予定しています。
11	条例施行予定時期について、これまでの経緯を大切にされ、よりよいものにして欲しい。	B	条例の施行時期は、令和3年10月を予定しております。条例の主旨をご理解いただけるよう周知に努めてまいります。